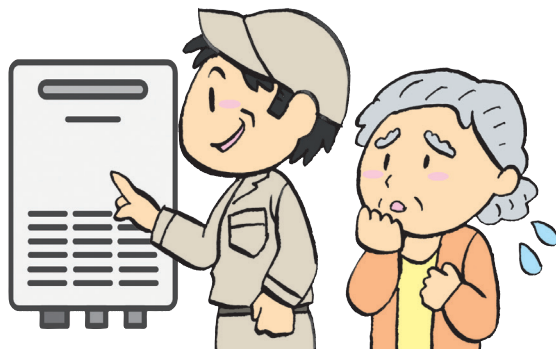


広島市消費生活センターだより

給湯器の点検にご注意ください



事例

「古くなった給湯器の無料点検をしている」と業者から電話があった。契約しているガス会社だと思って点検に来てもらったところ「耐用年数が過ぎており交換したほうが良い」と言われ、30万円の契約をした。契約書を見返すと、契約している会社ではなく遠方の知らない業者であり、契約している会社に確認すると、耐用年数も過ぎていなかった。

アドバイス

- 不安をあおられたり、契約を急かされるなど、業者の勧誘トークに乗せられてしまう可能性があるため、電話や訪問で点検を持ち掛けてきた業者には、「無料」と言われても安易に点検を依頼しないようにしましょう。点検は、契約先のガス・電気会社か、購入した販売店やメーカーに自分で依頼しましょう。
- 給湯器は種類や価格が様々で、交換費用が高額になることもあります。**その場ですぐに契約せず、今交換が必要か十分に検討し、納得したうえで契約しましょう。**
- 特定商取引法上の訪問販売に該当する場合はクーリング・オフができます。本来望んでいない契約をしてしまったなどの場合には、速やかにクーリング・オフを書面または電磁的方法(メールなど)により通知しましょう。

困ったときは、一人で悩まず広島市消費生活センターにご相談ください。

広島市消費生活センター

☎082-225-3300

相談無料
秘密厳守
です

開館時間：10時～19時 休館日：毎週火曜日、12月29日～1月3日

〒730-0011 広島市中区基町6番27号 アクア広島センター街8階

※火曜日は広島県生活センターで相談を受け付けています。

☎082-223-6111(月～金曜日 9時～17時(12月29日～1月3日と祝日は休館))

